

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 内閣府 ）

制 度 名	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、女性の再就職促進の観点から、一定の要件を満たした企業について、その法人税の負担を軽減する措置を講じる。</p> <p>平成 23 年度税制改正要望としてすでに要望した「女性の再就職促進のための税制上の優遇措置」の修正等を検討中である。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>— 百万円 （ — 百万円）</p>	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の再就職を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性          今後、少子高齢化を迎えるわが国において、労働力人口の確保は重要な課題である。          わが国の女性の就業率は7割弱とOECD諸国の中でも低い水準にある。また、働いている女性の6割が妊娠・出産を機に仕事を辞めており、労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形となるM字カーブを描いている。          しかし、非労働力人口のうち就業を希望している女性の数は345万人にものぼり、これは男女合わせた就業希望者全体の約7割を占めている。さらに、女性の就業希望者を年齢階級別に見ると、345万人の過半数である184万人が、M字のくぼみの年齢階級にあたる25～44歳である。          このように、働き盛りの年代で就業を希望する女性が多く存在しているにも関わらず、実際の就業率が国際的に見て低いこと背景には、出産等により就業中断が生じやすく、かつ、出産等によりいったん退職した女性の再就職が困難であることが関係していると考えられる。          そこで、労働力人口の確保、ひいては経済の持続的成長を実現するべく、企業に対し、出産等により就業を中断した女性を雇用するためのインセンティブを付与する必要がある。          また、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）においても、平成23年度税制改正において、雇用の促進等のための企業減税措置を講じることとされている。</p>											
<p>今回の要望に関連する</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1294 539 1496"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1294 1479 1496"> <p>12. 男女共同参画社会の形成の促進            1. 男女共同参画社会の形成の促進            (6) 女性の参画拡大に向けた取組</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1496 539 1653"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1496 1479 1653"> <p>25～44歳の女性の就業率 73%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1653 539 1821"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1653 1479 1821"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1821 539 1977"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1821 1479 1977"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1977 539 2132"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 1977 1479 2132"> <p>25～44歳の女性の就業率 66.0%（平成21年）</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>12. 男女共同参画社会の形成の促進            1. 男女共同参画社会の形成の促進            (6) 女性の参画拡大に向けた取組</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>25～44歳の女性の就業率 73%</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>25～44歳の女性の就業率 66.0%（平成21年）</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>12. 男女共同参画社会の形成の促進            1. 男女共同参画社会の形成の促進            (6) 女性の参画拡大に向けた取組</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>25～44歳の女性の就業率 73%</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>25～44歳の女性の就業率 66.0%（平成21年）</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに対応したものである。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 23 年度税制改正要望として「女性の再就職促進のための税制上の優遇措置」をすでに要望しており、今回の要望はその改要望である。</p>